

## Ⅱ. 第2章

- 学生支援に関する方針
- Student Campus President
- 学生生活
- 奨学金・援助
- 学内行事
- 地震発生時の対応

---

---

# 学生支援に関する方針

---

---

本学の教育理念は、「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する。」こととし、そのための教育目標を以下のとおり定めている。

1. 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養
2. 確かな専門の知識および技術の修得
3. 自主性・創造性および協調性の確立
4. 地域社会ならびに国際社会への貢献

これらの理念等を基盤として、学生一人ひとりが学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるよう学生の支援に関する方針を以下のとおり定める。

## <修学支援に関する方針>

1. 修学に関する相談体制と学生一人ひとりの学力に応じた修学支援体制を整備する。
2. 経済的に安定した学生生活を送るための支援として奨学金制度や学費減免制度を充実させる。
3. 障害のある学生に対する支援体制を整備する。

## <生活支援に関する方針>

1. 学生の心身・健康管理に関する相談体制を整備する。
2. ハラスメントの防止に向けた取り組みを実施する。

## <進路支援に関する方針>

1. 社会的・職業的な自立を支援するためのキャリア教育を実施する。
2. 進路選択に係る就職ガイダンス、キャリアデザイン講座、就職相談会等、各種就職支援プログラムの拡充に努める。

# Student Campus President

## Student Campus President(学生キャンパス副学長)制度について

本学では、平成 20 年度より Student Campus President(略称:SCP、学生キャンパス副学長)制度を導入しました。

この制度は、学生の皆さんと教職員が一緒になって、より良い大学づくりを目指して各種プロジェクトの企画立案・実施をおこなう取り組みです。

立候補による選挙で各学部より学生 1 名を選出し、1 年間の任期で活動します(原則 1 年間の任期ですが、更に 1 年間の再任が可能)。それぞれの SCP に年間 30 万円の活動費と専用ブレザー、ネクタイが与えられ、また、当別キャンパス薬学部棟 1 階に設置された SCP 室を使用することができます。

プロジェクトは、各学部 SCP が自由に決定します。令和 2 年度の活動は下記のとおりです。各学部 SCP の合同プロジェクトや、各学部独自のプロジェクトなどが進行しています。

### 活動実績および現在進行中のプロジェクト

- ・学生リアルヴォイスアンケート実施
- ・看護福祉学部ハロウィン DAY!
- ・薬物乱用防止キャンペーン参加(AIR' G ラジオ番組・CM 出演)
- ・新入生オリエンテーションへの協力
- ・当別町 150 周年記念事業への参加
- ・学内クリスマス装飾実施
- ・SCP×後援会コラボ 試験勉強応援企画「合格祈願! 応援メシ」実施

コロナ禍で制限された中でも、選ばれたメンバーで力を合わせて取り組んでいます。

随時 SCP の Instagram やホームページ、専用掲示板、配布物等で活動内容やプロジェクトについて情報を発信しています。

※オープンキャンパス参加や、学外からの取材対応なども行っています。

### ■SCP Instagram

[@hoku\\_iryu\\_u\\_scp](https://www.instagram.com/hoku_iryu_u_scp)



### ■SCP Web サイト

<http://scp.hoku-iryu-u.ac.jp/>

SCP から学生の皆さんへメッセージ

大学の主役はなんといっても学生です。しかし、学生と教職員双方の努力があってこそ大学生活は楽しく充実したものになると思います。より良い大学を作っていくためには双方の意見を確認し、実現に向かって努力していく、その橋渡しをするために、SCP(学生キャンパス副学長)制度は誕生しました。

この制度が始まって 15 年ですが、これまでに以下のような活動を学生の視点ならではの発想から多くの方のご協力のもと行ってきました(一部継続中)。

- ・学習環境向上に向けた活動(自習室の設置)
- ・新メニュー開発やサービスの向上をねらいとする食堂改善プロジェクト
- ・薬物乱用防止プロジェクト
- ・大学のユニバーサルデザイン化に向けた福祉活動

・学生と地域のつながりをつくる活動

SCP は、“より良い大学”を目指しています。

そのため、みなさんがより身近に感じてもらえるような、親しみある大学づくりのため日々活動しています。

“より身近に”といっても漠然としています。みなさんが毎日の学生生活を送っている中で、大学に対する疑問や要望というのは少なからずあると思います。どんな小さな意見でも耳を傾け、それを学生生活に反映できるように努力するのが私たちSCPの仕事だと思っています。そのためにはみなさんの協力が不可欠です。学生の生の声を大学に伝えるためにも、みなさんの声は何より重要なのです。

何かしたいけど、どうしたらいいのだろう？こんな意見があるけど、誰に言ったらいいの？悩んだ時は気軽にSCPに声を掛けてみて下さい。必ずあなたの言葉を聞き、どうしたらいいのかを考え、実現していきます。

“より良い大学”には色々な形があると思います。みなさんも一緒にそれぞれが思う理想の大学の実現を目指していきましょう。

当別町 150 周年記念事業への参画（販売メニュー開発・販売）



試験勉強応援企画「合格祈願！応援メシ」の実施



「薬物乱用防止キャンペーン」ラジオ出演



---

---

# 学生生活

---

---

## 学生証

### 学生証とは

学生証は、本学の学生としての身分を証明する大切なものです。常時携帯し、他人に貸与または譲渡しないでください。

また、本学の教職員及び交通機関等の関係職員から請求のあったときは提示しなければなりません。

### 携帯時等の注意事項

学生証には、みなさんの学生情報が記憶されており、各種証明書の発行、授業の出席確認や図書の貸し出し等で使用します。

また、第1学年に交付された学生証は卒業時まで使用しますので、折り曲げたり傷つけたりせず、決して磁気に近づけないように大切に扱ってください。

### 紛失・盗難

学生証の取扱いには十分注意をしてください。万一、紛失・盗難にあった場合は直ちに学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に申し出てください。

### 返却

卒業、退学等により本学の学生でなくなったときは、直ちに学生証を学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に返却しなければなりません。

### 通学定期乗車券購入・利用等

- 1 学生証は、通学定期乗車券または学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、関係職員の請求があったときは提示しなければなりません。
- 2 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入の上、学生証とともに提出しなければなりません。なお、通学定期適用区間は居住地から所属学部のあるキャンパス迄の限定となります。
- 3 通学定期は「北海道医療大学」学生であることを常に自覚し、適正に使用してください。不正乗車等に使用した場合は法律で罰せられ、相応の罰則金が課せられます。  
なお、このような行為が発覚した場合は、本学学則の定めに基づき停学・退学などの懲戒処分となります。

### 裏面シール

- 1 シールの交付を受けたら、現住所を記入してください。
- 2 記入する欄がなくなったときは、学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)で再交付を受けてください。

## ネームプレートの着用

一部学部等においては入学時にネームプレートを購入してもらいます。このネームプレートは実験・実習等、卒業するまで使用することになります。

ネームプレートは、丸善売店(中央食堂 2 階隣)で販売します。また、ネームプレートを紛失したときは、再度購入してください。

## 通学

### 通学は列車で

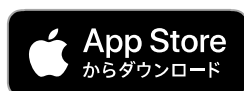
当別キャンパスと直結している学園都市線「北海道医療大学」駅は、大学固有名詞の駅としては全国でも珍しく、札幌駅から約 45 分、新琴似駅から約 33 分のところにあります。大学病院等がある札幌あいの里キャンパスの最寄駅は学園都市線「あいの里教育大」駅です。「あいの里教育大」駅は、札幌駅から約 26 分、キャンパスからは徒歩約 5 分のところにあります。

### 当別町コミュニティバスの利用について

本学では、当別町内各域を運行する当別町コミュニティバスに平成 18 年 4 月 1 日より参加しています。このうち、あいの里金沢線(当別キャンパス～札幌あいの里キャンパス)は、下記要領により無料で利用することができます(便数・座席数に限りがあります)。なお、一般の方及び患者様も利用しますので、迷惑をかけないよう乗車マナーを十分に守ってください。

#### 〈利用要領〉

- ① 当別キャンパス、札幌あいの里キャンパスで降車する場合  
降車時に学生証を提示してください。
- ② ①以外で降車する場合  
無料チケットを必要とします。無料チケットはスマートフォン アプリ「とバナビ」(下記 QR コードよりダウンロードしてください)で取得できるほか、学生支援課、医療技術学課の窓口で取得できます。



#### 〈あいの里金沢線〉

あいの里金沢線は、JR 当別駅～北海道医療大学間において 1 日片道 13 便(平日)を運行しています。また、北海道医療大学～札幌あいの里キャンパス間において 1 日片道 7 便(平日)を運行しており、課外活動等両キャンパス間の移動に利用できます。

※当別町コミュニティバスの詳細については当別町ホームページをご確認ください。

### 自転車置場の利用について

当別キャンパスの自転車置場は、テニスコート横、看護福祉学部棟横、歯学部棟裏、大駐車場奥の計 4 ヶ所あります。

自転車は、人や車両の通行の妨げとならないように、所定の自転車置場を利用してください。また、盗難の恐れがありますので自転車の鍵をしっかりと掛けるように注意してください。

### 自動車通学に対する規則

本学は交通事故から学生の身を守るため、また、事故等の責任によって国家資格の取得に係る欠格事由を負うことを防ぐために、自動車(自動二輪車、原付等を含む)通学を原則として禁止しています。

ただし、当別キャンパスでは第 2 学年以上になると一定の条件で許可することがあります。なお、学則等、本学の規則に反する行為が認められた場合は、許可対象学年に達しても許可証を発行しないことがありますので、絶対にルールを守りましょう。

## 自動車通学の許可を得るには

### 登録に必要な条件

第 2 学年以上の学生で、交通安全講習会を直近で 2 度出席した者。

【登録に必要な書類】

- 自家用車通学・駐車場使用登録許可申請書(本学所定)
- 誓約書(本学所定)
- 保証人同意書(本学所定)
- 運転免許証(写)
- 自動車検査証(写)
- 任意保険証(写)

必要書類に登録料(証明書自動発行機で購入)を添えて学生支援課窓口にて申し込んでください。

登録料／年 額	14,400 円(自動車)
〃	4,800 円(自動二輪車)

※登録料はⅢ期に分割して納入することができますが、事務処理上、できるだけ申請時に駐車場使用予定期間分を全納してください。分納した者が、駐車場の継続使用を希望する場合は、必ず許可証の有効期限が切れる前に次期登録料を納入してください。期限を過ぎても納入がないときは、許可証を没収し、以後許可を認めないことがあります。継続を希望しない場合は、速やかに許可証を学生支援課まで返却してください。許可証の返却が遅れた者には、遅滞分を月割りで請求することがあります。

### 遵守事項

- ① 大学主催の交通安全講習会に必ず出席すること。(欠席者は自動車通学を許可しない場合や許可を取り消す場合がある。)
- ② 駐車場の出入り及び駐車については、警備員及び教職員の指示に従うこと。
- ③ 自動車等は駐車形態に従い整然と駐車すること。
- ④ 駐車に際しては、交付された許可証をフロントガラスの内側に置き、外部からはっきり確認できるようにすること。
- ⑤ 駐車場内では慎重に運転し、かつ、場内の交通規則を遵守すること。
- ⑥ 自動車等の種類及び車両番号の変更があったときは、速やかに車種変更届を提出すること。
- ⑦ 冬期間(12月1日から3月31日)の夜間駐車は、除雪の妨げとなるので翌朝まで引き続き駐車する場合は、指定された場所に移動すること。
- ⑧ 事故や違法駐車で近隣住民に迷惑を絶対にかけないこと。

### 事故の責任

駐車場内における自動車等の盗難・紛失・破損等の事故について、大学は一切責任を負いません。

## 学生ロッカーの使用

在学中、個人ロッカーを貸与します。各自で南京錠を購入し施錠してください。

なお、医療技術学部では、ロッカーの鍵が医療技術学課より、歯科衛生士専門学校では、各学年担任より、貸与されます。

### ロッカー使用上の注意

- ① ロッカー使用の際には、常に南京錠等で施錠をして、現金・貴重品は絶対ロッカーに入れずに、必ず身につけるようにしてください。
- ② 休業期間中(夏期休業・冬期休業等)は、ロッカー内の物品を持ち帰りましょう。
- ③ ロッカーをシールや落書き等で決して汚さないようにしてください。
- ④ ロッカーの上に、靴などの物品を置かないでください。
- ⑤ 貸与された個人ロッカー以外は、決して使用しないでください。
- ⑥ ロッカーを破損した場合は、すみやかに学生支援課に申し出てください。歯科衛生士専門学校生については担任に申し出てください。

※ 毎年、ロッカーキーをロッカー内に入れたまま施錠し、開錠出来ない学生がおります。

学生支援課では皆さんの鍵の管理は行っていませんので、鍵を常に身につける等、自己管理を徹底しましょう。

※ ロッカー内の保管品は自己の責任において管理してください。

## 土足禁止区域

当別キャンパスの体育館・トレーニング室・クラブハウス・学生会館・実習室は土足厳禁です。利用の際は、上履きに履き替えてください。また、体育館の通行の際には必ず靴をぬぐように徹底してください。

## キャンパス内全面禁煙(受動喫煙防止義務)

健康増進法に基づき、望まない受動喫煙の防止を図るため、学校、病院及び診療所は敷地内禁煙とされています。また、喫煙をする者に対しても、望まない受動喫煙を生じさせることがないように、周囲の状況に配慮する義務が定められています。

この法律により、受動喫煙防止の取組は、これまでの「マナー」ではなく、守るべき「ルール」として位置付けられています。

本学は、保健・医療・福祉に携わる専門職業人を養成する学校であることから、自身の健康管理及び他者の健康への影響を重視し、**キャンパス内を全面禁煙**としています。

そのため、**屋外を含めた喫煙可能場所は設けておらず、大学周辺の路上における喫煙も禁止**しています。

保健・医療・福祉を志す者として、将来、患者や施設等の利用者に対して健康指導を行う立場に立つことを踏まえ、喫煙が及ぼす健康への影響について十分に理解し、喫煙しないよう心がけてください。

## 学内連絡方法

学生への連絡は、原則として i-Portal やメール、掲示等で行います。これらの連絡を見ないことにより思わぬ不利益をこうむらないように、常に注意して見る習慣を身につけてください。

主な連絡内容は

休講、講義変更、試験日程、受験座席表、定期試験合否、成績、呼び出し、奨学生募集、行事予定表等です。

また、i-Portal の閲覧方法につきましては、p.173～174「情報センター」をご覧ください。

掲示板は事務センター前等に設置しています。なお、歯科衛生士専門学校については、歯科衛生士専門学校教員室前にもありますので両方確認してください。

掲示期間は、原則として 1 週間です。

なお、学部学科により連絡手段が追加となる場合もあります。

## 外部から学生への連絡・問い合わせ

外部から学生への連絡・問い合わせについては家族の不慮の事故・不幸等の特別な場合を除き、一切応じません。

【対応できない例】

『△△の母ですが、息子を電話口までお願いします。』

『〇〇君の友人ですが、彼の電話番号を教えてください。』

以上のようなことには対応できませんのでご家族ならびに友人等に周知徹底してください。

## 学費納入

### 授業料の納入

授業料は年度の当初に納入しなければなりません。ただし、次の2期に分けて納付することができます。期限までに納入のない場合は、学則第42条1号により除籍となります。

1期 4月15日まで 2期 9月15日まで（学則第56条）

### 復学等の場合の授業料

復学者及び留年者に対しては、当該学年の授業料を徴収します。

### 退学及び除籍の場合の授業料

前期または後期の途中で退学、または除籍された者に対しては、当該期分の授業料等を徴収します。

### 休学の場合の授業料

前期または後期の途中で休学した者に対しては、その休学期間中の授業料等を徴収します。休学が前期または後期の全期間にわたる者に対しては、授業料等に替えて休学在籍料(半期 50,000 円)を徴収します。詳細は学則第59条を参照してください。(p.195)

### 授業料の徴収の猶予

経済的理由によって納入が困難であり、かつ学業優秀またはその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の徴収の猶予をすることがあります。

授業料猶予期間は、納入期限後(1、2期とも)3カ月以内です。

## 健康管理

学生生活において特に重要なのは、何といても健康管理です。「まだ若いから」と自分の健康・体力を過信し無理をした結果、肝心の勉強にも支障をきたすこともあります。自分の体は自身で管理し、日々の健康維持に努めるようにしましょう。

### 定期健康診断について

毎年前期(例年4月下旬～5月上旬)には学校保健安全法に定められた定期健康診断を実施しています。病気の早期発見と、自分の健康状態を知り健康に対する自覚を高めることを目的としています。

毎年必ず受診し健康のチェックをしてください。

健康診断の結果、精密検査の必要がある場合には本人に通知します。

定期健康診断を受診できなかった場合は、速やかに医療機関で健康診断を受けて診断書を学生支援課または

医療技術学課に提出してください。

定期健康診断の内容は次のとおりです(前年度実績)。

- 内科検診 ●身体・視力測定 ●血圧測定 ●胸部X線検査 ●歯科検診

## 健康保険証に代わる資格確認書(マイナンバーカード)について

従来の健康保険証は現在発行されておらず、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しています。医療機関・薬局の受付では、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証、マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書をご提示ください。病気やケガのとき、手元に資格確認書がないと病院の窓口で診療費を全額(10割負担)請求されます。資格確認書があると費用負担は軽減されます。大学病院や歯科クリニック等を利用するときには必要ですので、常に携帯するようにしてください。

## 成年年齢の引き下げ

### 引き下げ理由

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。

こうした流れから、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

### 成人(18歳)になって出来ること

成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、18歳になると、次のような行為について親の同意を得ることなく行うことが可能になります。

- 親の同意を必要としない契約
  - ・携帯電話の契約 ・賃貸住宅の契約 ・クレジットカードの契約や各種ローン契約 等
- ※成年になると、未成年者取消権は原則として利用できません。  
契約内容を十分に確認し、慎重に判断してください。
- 10年有効の旅券(パスポート)の取得

### 20歳にならないと出来ないこと

成年年齢が18歳に引き下げられた後も、次の行為については引き続き20歳未満は禁止されています。

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬・競輪・オートレース・競艇などの公営競技の投票券の購入

#### <注意>

- ・契約は口頭でも成立します。安易な口約束は行わないこと。
- ・ローンやクレジット契約(リボ払いなど)も慎重に。
- ・契約内容をよく確認し、誰かに相談するようにしましょう。



# 保健センター

当別キャンパスの保健センターには、センター医師(曜日・時間等限定あり)・保健師・看護師がおり、学生の皆さんの心身の健康を保持、増進させていくために必要な知識を提供したり、病気や身体的な悩みなどの相談を受けたりすることができます。また、軽微な怪我等への応急処置のほか、健康診断、抗体価管理(採血、ワクチン接種含む)にも対応しています。

札幌あいの里キャンパスには保健室が設置されています。こちらは同キャンパス内に大学病院が隣接していることから、主に静養室としての利用が中心となりますが、利用については医療技術学課に相談、申し出てください。

◇保健センター<当別キャンパス薬学部棟 2 階>  
(ホームページ→ <http://www.hoku-iryu-u.ac.jp/hoken/>)

## 開室時間

月～金曜日 9:00～13:00、14:00～17:00

水曜日「ストレス・診療内科相談」10:30～12:50、14:00～15:50

※ワクチン接種・抗体検査・健康相談の対応時間は異なりますので、ホームページや掲示をご確認ください。

※昼休み 13:00～13:50

※都合により変更となる場合がありますので、事前に保健センター前の掲示等も併せてご確認ください。

## 保健管理業務

1. 保健管理に関する実施計画の企画・立案
2. 定期及び臨時の健康診断並びにその事後措置
3. 学内の環境衛生及び感染症の予防についての指導
4. 保健管理に関する調査研究
5. 応急処置
6. 健診、採血等の一部対応
7. その他保健管理に関する必要な専門的業務

## 健康相談業務

1. 健康に関する相談
2. 精神衛生に関する相談

## 保健センター運営委員

保健センターには、所長、センター医師、保健師、看護師のほか各学部に 1～2 名の先生が運営委員として携わっています。学生の皆さんの保健管理の基本方針に関することや健康診断等に関する件を協議しています。

## 学生相談室

学生相談室では、公認心理師・臨床心理士の資格を持ったカウンセラーが対応します。

学生生活を送る上で直面する悩み(自分の性格、対人関係、異性関係等)について、お話を伺い、問題の解決を目指します。プライバシーについては堅く守られていますので、安心して相談してください。

●カウンセラーへの相談は予約にて受け付けています。開室日・開室時間については、ホームページ・掲示物等で確認してください。

不明な点は、学生支援課にお問い合わせください。

### 【当別キャンパス】

学生相談室:薬学部棟 2 階保健センター内

### 【札幌あいの里キャンパス】

学生相談室:1 階保健室内

◆利用方法 次のいずれかの方法で予約をしてください。

①WEB で予約(学内専用)

URL:<https://soudan.hoku-iryu-u.ac.jp/>

②電子メールで予約

e-mail

:

[shien@hoku-iryu-u.ac.jp](mailto:shien@hoku-iryu-u.ac.jp)

③学生相談室に直接行く(相談予約者が優先)

※ 注意 ※

上記「①WEB で予約」「②電子メールでの予約」については、管理・運営の必要上、学生支援課経由で予約手続きを行っておりますので、あらかじめご承知の上ご利用願います。

なお、予約の際にお伝えいただいた相談者の氏名等の情報については、学生相談室の予約手続き以外に使用することは一切ありません。

●各学部には相談対応の先生方がいます。常駐はしていませんが、必要に応じて、学生相談室を使用して相談することができます。ぜひ気軽に相談してください。

相談員については、各学部掲示板に名簿を掲示しています。

## 障がい学生支援

本学では、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、北海道医療大学及び北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校における学生支援に関する方針に即して、障がい学生支援を実施するために障がい学生支援規程を定めています。

障がい等を理由として修学上の支援を希望する場合は、学生担任または学生支援課に相談してください。また、あらかじめ保健センター、学生相談室に相談いただくことも可能です。

### 【合理的配慮の流れ】

1. 現在の状況や配慮・支援を希望する事項について相談

学生担任または学生支援課にまずはご相談ください。

困りごとなどを確認し、関連部署と協力の上、希望する支援内容について相談します。

※障がい学生支援相談員、学部担当事務課、保健センター、学生相談室も相談に対応しています。

[障がい学生支援相談員](#)

2. 合理的配慮申請書の提出

希望する申請内容を記入した合理的配慮申請書を学生支援課に提出していただきます。

3. 支援計画の策定・支援開始

申請内容に基づき、所属学部及び障がい学生支援委員会で支援計画(支援内容)を策定します。

支援計画について学生の合意が得られた後、支援を開始します。

## 【合理的配慮に含まれないもの】

以下に該当すると判断される内容は合理的配慮として提供することはできません。

1. 教育に関わる本質的な変更を伴うもの
2. 体制面、財政面において、均衡を失した又は過度な負担を課すもの
3. 教育と直接関係のない個人的な生活全般にわたる支援に該当するもの

## 【入学試験における配慮】

入学試験において配慮を希望される方は入試広報課へお問い合わせください。

## 【バリアフリーマップ】

[バリアフリーマップ](#)

# キャンパス・ハラスメントへの対応

私たちの学園では、学生の人格を尊重し、良好な教育研究環境を守り、学生の修学上の権利、利益の保護を図るために、「キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」を設置し、各学部相相談員を配置し、人権侵害の防止に努めています。

キャンパス・ハラスメントに関する悩みのある方は、相談員に相談してください。  
他学部の相談員に相談することも可能です。  
相談員の名簿は、各学部掲示板に掲示しています。

## キャンパス・ハラスメントってなに？

キャンパス・ハラスメントとは大学内におけるセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、いずれも相手の人権を侵害する行為のことです。

### 1. セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にする性的な言動をいいます。セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、その言動を意図して行ったか否かではなく、受け手がそれを人権侵害と感じるかどうか、判断の基準になります。

セクシュアル・ハラスメントは、異性間だけでなく、同性間でも問題となります。また教員と学生、上司と部下など、上下関係のもとで生じる以外にも、同僚や同級生、先輩後輩、職員から学生、あるいは学生から教職員に対してなされる場合もあります。

性的な言動とは、性的な内容・欲求や性別による差別意識に基づく発言や行動のことをいい、セクシュアル・ハラスメントは次のように分類することができます。

#### ●地位利用型・対価型●

教育・研究・職務上の優位な立場を利用して、あるいは学業成績・教育研究上の指導または人事評価などの利益または不利益を条件に性的な誘いかけや要求をすること

#### ●環境型●

性的な言動や性的な画像・文書を掲示・提示することにより、相手の勉学や職務環境を悪化させること

## セクシュアル・ハラスメントになりうる言動

#### 1. 言葉によるもの

卑わいな冗談や、身体的な特徴・外観を話題にしたり、性的な経験・性生活について質問したり、性的差別意識に基づく発言(男のくせに根性がない、女には仕事を任せられない、人格を認めない呼び方など)、性的なからかい、風評、冷やかしなど

#### 2. 視線動作によるもの

目で相手の体に露骨な視線を送る、相手の視線を無視して常に体の特定の部分を見つめるなど

#### 3. 行動によるもの

不要な身体接触や、相手の気持ちを考えずしつこく会食に誘うなど

#### 4. 環境によるもの

不特定多数の目に留まる場所に性的な画像や写真を掲出する、SNS 等でデータを送信するなど

## 2. アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、修学する上での関係において、優越的地位を不当に利用して、相手の修学上の権利を侵害する言動や人格を辱める言動等をいいます。

アカデミック・ハラスメントは、学生間、同僚間においても発生することがありますが、特に教育職員と学生、上司と部下、先輩と後輩といった権力関係の中で、多く発生します。また、地位的上位の者から下位の者に対して発生することが多いのですが、数的優位性を利用して、下位の者から上位の者に対しても発生することがあります。その他、地位的下位の者は、上位者の補助者であると見なすなどの身分的差別や、少数意見を無視する等の数的優位性に基づく差別の意識による言動についても含まれます。アカデミック・ハラスメントは次のように分類することができます。

- ① 修学に支障が出るような教育的指導を行うこと
- ② 常識的に不可能な課題達成を強要すること
- ③ 成績の不当な評価を行うこと

### アカデミック・ハラスメントになりうる言動

1. 精神的虐待・誹謗・中傷  
「本人がその場にいるか否かにかかわらず、侮蔑的な言動を行うこと」  
「特定の人をからかいの対象にすること」  
「インターネット上のブログや掲示板への書き込みなどで相手を傷つけること」
2. 学習・研究活動を妨害すること  
「明確な理由がなく、研究機器の利用や研究発表活動を不当に制限すること」
3. 進級・卒業・修了を妨害すること  
「成績の不当な評価を行うこと」  
「進級・卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させること」
4. 選択権を侵害すること  
「理由もなく就職や大学院進学に必要な推薦書を書かないこと、就職活動を禁止すること」
5. 指導の義務を放棄すること  
「嫌いなタイプの学生に対して指導を拒否すること」

### キャンパス・ハラスメントを起こさないためには・・・。

日頃からコミュニケーションを十分に図り、互いに意見を伝えやすい良好な人間関係を築くことが大切です。キャンパス・ハラスメントを見聞きした時、「そういうことは止めるべきです」と進言するなど、それを止めさせる言動で防止することもできます。

### もし、キャンパス・ハラスメントの被害を受けたら・・・。

相手方の言動を「人権侵害だ」と感じたら、相手に対して言葉と態度ではっきりと意思表示してください。自分で言えない時は、手紙を渡したり、周囲の人に話して助けてもらうことも必要です。またその人権侵害行為が、「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたか」などについて、記録をとってください。もし、誰か証人になれる人がいる時には、証言してもらうことをお願いしてください。

あなたが悪いわけではないので、相手に「ノー」と言えなくても自分を責めないようにしましょう。そして、一人で悩まず、すぐに友人や家族、同僚や上司など身近な信頼できる人に相談するか、相談員に相談してください。

相談は、面談のほか手紙、電話又は電子メールのいずれでも受け付けます。また、相談を受けた人や上司など第

三者からの相談も受け付けます。

相談員は、相談者の悩みを親身に聞き、相談者が受けた行為がキャンパス・ハラスメントに当るかどうかを判断することを助け、今後取るべき方法について、相談者が自分で意思決定をするために必要な相談に応じます。

相談員は、相談者の名誉及びプライバシーを守り、相談者の意向をできる限り尊重しますので、安心して相談してください。解決策を押し付けることはしません。また、必要な場合には医療機関やカウンセラーなどを紹介します。

## アルコールハラスメントに注意

### アルコールハラスメントとは

アルコールハラスメント(通称アルハラ)とは、アルコール飲料に絡む嫌がらせ全般を指す言葉で、アルコール類の多量摂取(イッキ飲みのような)の強要など対人関係の問題や、酩酊状態に陥った者が行う各種迷惑行為などの社会的な迷惑行為。近年、アルコールハラスメントが原因で、大学生(20歳未満の者を含む)の死亡者が増加した事をきっかけとして、問題となっています。

### アルコールハラスメントになりうる言動(若年者アルハラに見られる傾向)

1つでもあてはまれば、アルハラになります。また、**20歳未満の飲酒は法律で禁止**されているため、絶対にやめてください。

#### 1. 飲酒の強要

上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。

#### 2. イッキ飲ませ

場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。

#### 3. 意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して、飲み会を行うことで、傷害行為にもあたる。ひどいケースでは吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を用意していることもある。

#### 4. 飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめる、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。

#### 5. 酔ったうえでの迷惑行為

酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゆく行為。

# 奨学金・奨励金・学生援助資金

奨学金とは、経済的な理由で進学が難しい学生に対して、学費や生活費の一部を支援する制度です。日本では主に、文部科学省所管の独立行政法人である「日本学生支援機構(JASSO)」が運営する奨学金が広く知られています。そのほか、大学独自・地方自治体・企業の制度などさまざまな団体が独自に奨学金制度を設けており、学びたいという意欲を持つすべての学生が進学のチャンスを得られるよう、国と社会が支援しています。

奨学金には「返済の必要がない給付型」と、「学業を終了した後に低金利または無利子で返済する貸与型」のものがあります。

本学では、奨学金の募集は奨学金案内サイト等にて周知します。応募に際しては、学生本人の申し出が必要ですので、機会を逸さないように注意してください。

本学奨学金・日本学生支援機構奨学金・本学の学生援助資金等は、返済金を回転運用していますので、返済が遅延すると、今後の奨学制度等の運営が困難となります。保護者とよく相談し、円滑な返済のできる範囲内で利用してください。

## 奨学金、奨励金の種類・概要

### 1. 本学奨学金、奨励金

#### 【東日本学園奨学金 一般奨学生】

- ・概要:北海道医療大学が独自に行っている奨学金制度の一つで、成績優秀、心身健全で、経済的理由で奨学金の貸与が必要と認められた学生に貸与する無利子の貸与奨学金です。採用された年度限り貸与可能です。  
毎年継続して貸与を希望する場合は、毎年4月に申請をする必要があります。
- ・採用基準:日本学生支援機構第二種奨学金の採用基準を満たしている者
- ・貸与額(無利子):年額50万円(月額約41,500円)毎月5日に振込  
※申請年度の1年間(4月～3月)のみ貸与
- ・保証条件:必ず連帯保証人2名を選出 ※機関保証は受け付けられません。
- ・返還方法:卒業後年額10万円以上で10年以内の均等年賦返還
- ・募集時期:毎年4月初め～下旬
- ・申請方法:①学生支援課前に説明書類と願書がありますので、各自お受け取りください。  
②学生支援課窓口に必要な書類を提出する。※願書以外にもご用意いただく書類があります。

#### 【東日本学園奨学金 災害・事故等奨学生】

- ・概要:成績優秀、心身健全で父母等学費負担者が災害、事故等により学費の支弁が著しく困難となった学生に貸与されます。採用された年度限り貸与可能です。
- ・貸与額(無利子):当該年度の授業料相当額の範囲内
- ・返還方法:卒業後年額10万円以上で10年以内の均等年賦返還
- ・募集時期:随時

#### 【東日本学園奨学金 入学一時金分割奨学生】

- ・概要:本学学部第一学年に入学した者で成績優秀、心身健全で、経済的理由で奨学金の貸与が必要と認められた学生に貸与する無利子の貸与奨学金です。
- ・貸与額(無利子):入学一時金の範囲内 ※入学金及び授業料納付額を上限とする
- ・保証条件:必ず連帯保証人2名を選出 ※機関保証は受け付けられません。
- ・返還方法:採用翌年度12月から最短卒業年の12月までの期間での均等年賦返還  
※在学中から返還開始となります。
- ・募集時期:一年次の4月初旬～下旬
- ・申請方法:学生支援課窓口にてお申し出ください。

### 【東日本学園奨学金 学業継続奨学生】

- ・概要: 本学看護福祉学部・心理科学部・リハビリテーション科学部・医療技術学部第 4 学年、薬学部・歯学部第 6 学年に在学し、父母等学費負担者が災害、事故等以外の経済的理由により、学費支弁が著しく困難である学生に貸与する無利子の貸与奨学金です。
- ・貸与額(無利子): 当該学部等授業料相当額以内
- ・保証条件: 必ず連帯保証人 2 名を選出 ※機関保証は受け付けられません。
- ・返還方法: 卒業後年額 10 万円以上で 10 年以内の均等年賦返還
- ・申込方法: 学生支援課へご相談ください。

### 【学校法人東日本学園薬学教育・研究者育成奨学金】

- ・概要: 本学薬学部を卒業後、本学大学院薬学研究科博士課程に進学し、修了後、本学教員を志望する者で、学業成績及び人物に優れている者に奨学金を貸与する無利子の貸与奨学金です。
- ・貸与額(無利子): 本学の学納金と国公立大学の学納金との差額
- ・貸与期間: 第 5 学年から第 6 学年までの 2 年を限度とする。
- ・募集時期: 第 4 学年の 11 月末日まで
- ・返還方法: 第 6 学年まで奨学金の貸与を受けた者が、本学大学院薬学研究科に進学した場合、すでに貸与された奨学金の返還を免除する。第 6 学年まで奨学金の貸与を受けた者が、本学大学院薬学研究科に進学しなかった場合、第 5 学年および第 6 学年の 2 年間に貸与された奨学金を返還しなければならない。

### 【入学奨励金】

- ・概要: 入学を奨励する目的で入学奨励金制度を設けています。
- ・申請該当者の要件: 以下のようなケースを想定しています。
  - ☑ 父母が本学学部・大学院・歯科衛生士専門学校のいずれかの卒業生
  - ☑ 兄弟姉妹が本学の学部・大学院・歯科衛生士専門学校のいずれかの卒業生または現在在学中
- ・申請期限: 入学年度内に 3 期に分けて申請を受け付けます。
  - 第 1 回 5 月中旬(支給予定時期: 8 月)
  - 第 2 回 9 月中旬(支給予定時期: 10 月)
  - 第 3 回 1 月中旬(支給予定時期: 2 月)
- ・申請方法: ①学生支援課前に説明書類と願書がありますので、各自お受け取りください。  
②学生支援課窓口に必要な書類を提出してください。  
※願書以外にもご用意いただく書類があります。

## 2. 日本学生支援機構奨学金

### 【日本学生支援機構 給付奨学金(修学支援新制度)】

給付奨学金(修学支援新制度)の概要は日本学生支援機構のホームページをご確認ください。  
文部科学省の多子世帯に対する大学無償化の申請をする方は、日本学生支援機構の給付奨学金に申請してください。



・給付奨学金について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>



・令和7年度からの多子世帯支援拡充に係る対応について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/r7tashikakudai/index.html>



・家計急変採用について

生計維持者の死亡・失業・災害等により家計が急変した場合は、直近の家計で授業料等減免・給付奨学金の採用審査を申し込むことができます。家計急変時から3か月以内の申請が必要です。申請を希望する場合は、速やかに学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に相談してください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei\\_kyuhen/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html)

### 【日本学生支援機構 第一種奨学金(貸与奨学金・無利子)】



・第一種奨学金の概要は日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/index.html)

### 【日本学生支援機構 第二種奨学金(貸与奨学金・有利子)】



・第二種奨学金の概要は日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/index.html)

### 3. その他、奨学金

その他奨学金とは、地方公共団体や民間団体が運営する奨学金を指しています。大学に募集案内が届いたものは、随時『在学生ポータルサイト』の「奨学金案内サイト」に掲載されます。



・奨学金案内サイト

<https://gaxi.jp/organization/AkjlYDRkek6N5wqb>

#### ・申請について

奨学金の中には個人では申請できず、大学を通じて申請をする必要があるものや、申請者数に制限があり学内選考が必要な場合もあります。下記の2点を「奨学金案内サイト」や、地方自治体、民間団体のHP・募集要項で確認してください。

- ①大学を通じて申請をする必要があるか（各自で申請できる場合もあります。）
- ②推薦書に学校長または学部長の押印が必要か

\*①・②に該当する場合は団体の提出期限とは別に学内の提出期限を設けている場合や、手続きに時間を要する場合がありますので、申請を希望する段階で早めに学生支援課にお問い合わせください。



・本学で取り扱った主な奨学金

地方公共団体、その他民間団体、留学生対象の奨学金(令和6年度実績)  
<https://sites.google.com/hoku-iryu-u.ac.jp/tokutaisei/top/gakumin>

# 学生援助資金

- ・**概要:**この制度は、斉藤恒行氏(元本学理事・教授)・松本仁人氏(名誉教授)・館山碧氏(名誉教授)・豊田栄子氏(名誉教授)の寄付金等をもとに学生の生活費・医療費・課外活動費・帰省旅費等緊急かつ一時的な資金の必要に対し、貸与を行う制度です。
- ・**対象者:**各学部及び歯科衛生士専門学校に在籍の学生とします。ただし、最終学年に在籍する学生の利用は在籍する年度の12月末日までです。
- ・**貸与額:**1人1回3万円以内です。ただし、貸付額が3万円以内で貸付残高がある場合は、重複しての貸付を行いません。
- ・**返済期日:**貸付日から2カ月以内に一括返済するものとします。本制度の貸付は無利息とします。ただし、最終返済日を過ぎても返済が完了しない場合、延滞料(最終返済日から数えて11日目から1日あたり1万円につき5円)を徴収します。また、延滞のあった場合、以後の貸付をしないことがあります。次の貸付は、返済のあった日から1カ月以上経過していることを原則とします。
- ・**申請方法:**学生援助資金貸付申込書・学生援助資金借用証書(所定の用紙)に必要事項を記入し、学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)窓口提出してください。

## ・受付、貸与時間:

受 付	貸 付
月曜日～金曜日 9時30分～16時45分	受付が13時30分までの学生は当日の15時00分～16時45分間に貸与可 受付が13時30分以降の学生は翌日の11時00分～16時45分間に貸与可

※貸付のときには、学生証・印鑑を忘れずに持参してください。

※学生援助資金は、定められた金額内で貸付が行われているため、返済が遅れると次の学生が利用できず、大変迷惑をかけることがあります。返済期限は厳守しましょう。

※返済期限を守らない学生に対しては、保証人(父母)宛に通知するとともに今後学生援助資金の貸付は一切行いません。

# 学内行事

## 九十九(つくも)祭

本学では6月に九十九祭(大学祭)を行っています。例年の主な内容は以下の通りです。

- ・芸能人によるライブやトークショー(近年では、錦鯉、トム・ブラウン、なかやまきんに君、The Floor、かもめんたる、ゴー☆ジャス、コロネケン、フルーツポンチ、エハラマサヒロ、TRIPLANE、フルーティー)
- ・各種イベント(YOSAKOI 演舞・ビンゴ大会等)
- ・球技大会(ソフトボール等)
- ・各種模擬店(本格カレー・たこ焼・甘味屋・焼き鳥・うどん等。テント・機材等は大学祭実行委員会が用意しますので、誰でも模擬店に参加することができます。)
- ・各学術系クラブ・サークルによる学術発表(茶道部による茶室、吹奏楽団・弦楽部・ピアノ同好会の演奏会、軽音楽部のライブ、美術部の作品展示や各団体の活動の成果を発表します。)

## 秋期大会(体育祭)

秋にはバレーボール、バスケットボール等の室内競技が行われます。毎年豪華な入賞賞品を狙って、学部を越えた熱き戦いが繰り広げられます。

参加チームが増えて決勝までたどり着くのは大変ですが、仲間同士でチームを作り、ぜひ上位入賞を目指してください。

## 防災訓練

本学では、学内火災・地震を想定して年に2回(春・秋)、当別・札幌あいの里の各キャンパスで防災訓練(避難訓練含む)を行います。学生各自が積極的に参加し、万一来臨に備えましょう。

## 交通安全講習会

悲惨な交通事故を未然に防止する為、当別キャンパスでは春と秋の年2回、交通安全講習会を実施しています。自分だけは大丈夫という過信は禁物です。必ず出席してください。

なお、本学の駐車場使用許可を受ける学生は、前年度に交通安全講習会を春・秋の2回受講していることが条件の一つされています。また、許可を受けている期間に開催される交通安全講習会の出席は自動車通勤する学生に義務づけられています。

## 当別町商工会・当別町アパート組合との交流

美しい町、住み良い町、当別町をつくることを目的として、当別在住の本学学生と当別町商工会、アパート組合が不定期に意見交換会を実施しております。

毎回テーマは変わりますが、学生にとっては第二のふるさとである当別町をよりよい町にするため活発な意見交換会を実施しております。

# 地震発生時の対応

地震の発生を防ぐことはできなくても、適切な準備や行動をとることで被害を軽減することができます。日頃から、どのような準備や行動が必要か考えておきましょう。

## 地震が発生したら

- ・倒れやすいものから離れ、落下物に注意。
- ・むやみに動かず安全を確認。
- ・非常口やドア等を開けて避難口を確保。
- ・避難は徒歩で、荷物は最小限。(火を扱っている場合は身の安全を確認後、火の始末)
- ・エレベーターを使用せず階段で避難。(本学のエレベーターは地震が発生した場合、自動的に停止するシステム)
- ・正確な情報収集に努め、なるべく集団で行動。
- ・負傷者の救護や初期消火に協力。
- ・家族との安否確認および大学への安否連絡。

## 地震発生時の避難場所

大学ではあらかじめ以下の場所を避難場所として想定していますが、地震時の状況により安全な場所へ避難してください。避難場所は、広く、火災による延焼のおそれがないところが適しています。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 【当別キャンパス】    | 【札幌あいの里キャンパス】 |
| 避難場所 総合グラウンド | 避難場所 駐車場      |

## 大学への連絡方法

○安否連絡について

地震が発生した場合、本学は学生の安否確認を行います。地震発生時に登学していない場合は、連絡可能な状況になり次第、下記の方法で大学へ連絡してください。

- ・Eメール [shien@hoku-iryu-u.ac.jp](mailto:shien@hoku-iryu-u.ac.jp)
- ・電話 0133-23-1211(代)
- ※電話がつながりにくくなる可能性が高いのでなるべくEメールで連絡してください。

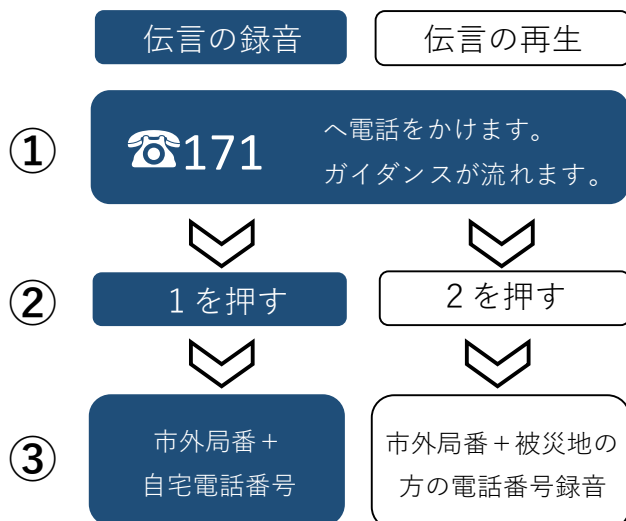
報告事項

- ①学生番号 ②氏名 ③本人・家族の状況 ④自宅や付近の状況 ⑤その他

## ■家族への連絡方法

○NTT 災害伝言ダイヤルサービス

地震など大災害発生時に、安否確認などの電話が爆発的に増加し、つながりにくい状況になった場合、提供されるサービス。



- ※被災地の方も、被災地以外の方も利用方法は同じです。
- 利用可能な端末／NTT の一般電話、公衆電話、携帯電話
  - 蓄積伝言数／1 電話番号あたり 1～10 伝言
  - 録音時間／1 伝言 30 秒以内
  - 伝言保存期間／2 日間(48 時間\*自動消去)

## ■北海道医療大学 大地震対応マニュアル

大地震発生時の対応マニュアルは、大学のホームページより閲覧、ダウンロードする事が出来ます。

大学トップページ→在学生の方へ→「その他」大地震対応マニュアル

●URL

<https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/e-quake/>

